

物品調達に係る見積書の取扱いについて

石川県に提出いただく物品調達に係る見積書について、押印省略や電子メールによる提出ができるようになりました。

なお、従来どおり書面に押印して提出する場合は、取扱いの変更はありません。

○対象となるもの

令和3年4月1日以降に提出される見積書

※入札書、契約書、請書は今回の取扱いの対象外です。

○押印省略時の対応

押印に代えて、書類上に「発行責任者及び担当者(同一でも可)」の氏名、連絡先(電話番号)を必ず記載してください。

※「氏名」については、フルネームの記載が必要ですのでご注意ください。

<記載例>

- ・発行責任者 ○○○○ (電話番号 ○○○ - ○○○ - ○○○)
- ・担当者 ○○○○ (電話番号 ○○○ - ○○○ - ○○○)

○電子メールによる提出方法

- ・必ず見積書をPDF形式のファイルにして提出してください。
- ・押印に代えて、書類上に「発行責任者及び担当者(同一でも可)」の氏名、連絡先(電話番号)を必ず記載してください。
(電子メール本文に記載があれば、当該書類上への記載は省略できます)
- ・管財課提出分については、下記まで送付してください。

専用メールアドレス yodomitsu@pref.ishikawa.lg.jp

- ・他課からの依頼分については、担当課まで送付先メールアドレスを確認してください。